六　対象事業者に係る債権又は株式若しくは持分の譲渡その他の処分の決定を行ったとき。　当該決定を行った旨のほか、次に掲げる事項
イ　対象事業者の氏名又は名称
ロ　当該処分を行う債権の処分の類型（債務の免除、債権の譲渡その他の類型をいう。）ごとに、当該処分時における対象事業者に対する当該債権の元本額及び処分後における対象事業者に対する当該債権の元本額
ハ　当該処分を行う株式又は持分の処分の類型（譲渡、消却その他の類型をいう。）ごとに、当該処分時における対象事業者に対する当該株式又は持分の種類、数及びその割合並びに処分後における対象事業者に対する当該株式又は持分の種類、数及びその割合
ニ　当該決定に係る主務大臣の意見があったときは、その意見
ホ　当該決定に係る事業所管大臣等の意見があったときは、その意見
七　一の支援決定に係るすべての再生支援を完了したとき。　当該完了をした旨のほか、次に掲げる事項
イ　対象事業者の氏名又は名称
ロ　当該対象事業者に対して行った買取決定に係る債権の買取価格
2　前項第六号ロからホまで及び同項第七号ロに掲げる規定は、信託の引受けに係る債権又は株式若しくは持分については、適用しない。
（インターネットを利用する公告の方法）
第十六条　法第三十五条第三項に規定する主務省令で定める方法は、インターネットを利用して次に掲げる事項を公衆の閲覧に供する方法とする。
一　確認を行った日
二　確認を受けた金融機関等の名称
三　確認に係る貸付けを行う日
四　確認に係る貸付金の元本額
（融資等業務実施法人）
第十七条　法第六十六条第一項に規定する主務省令で定める者は、次に掲げる者とする。
一　財団法人食品流通構造改善促進機構（平成三年十月一日に財団法人食品流通構造改善促進機構という名称で設立された法人をいう。）
二　財団法人残留農薬研究所（昭和四十五年七月二十九日に財団法人残留農薬研究所という名称で設立された法人をいう。）
三　社団法人全国農地保有合理化協会（昭和四十六年九月二十八日に社団法人全国農地保有合理化協会という名称で設立された法人をいう。）
四　社団法人大日本水産会（明治四十二年五月十九日に社団法人大日本水産会という名称で設立された法人をいう。）
五　財団法人魚価安定基金（昭和五十一年十二月二日に財団法人魚価安定基金という名称で設立された法人をいう。）
六　財団法人海外漁業協力財団（昭和四十八年六月二日に財団法人海外漁業協力財団という名称で設立された法人をいう。）
七　社団法人米穀安定供給確保支援機構（昭和三十年九月九日に社団法人米穀安定供給確保支援機構という名称で設立された法人をいう。）
八　社団法人全国肉用牛振興基金協会（昭和四十七年八月二十五日に社団法人全国肉用牛振興基金協会という名称で設立された法人をいう。）
九　財団法人日本木材総合情報センター（昭和四十九年十月一日に財団法人日本木材総合情報センターという名称で設立された法人をいう。）
十　財団法人ベンチャーエンタープライズセンター（昭和五十年七月一日に財団法人ベンチャーエンタープライズセンターという名称で設立された法人をいう。）
十一　社団法人電炉業構造改善促進協会（昭和五十二年十二月二十一日に社団法人電炉業構造改善促進協会という名称で設立された法人をいう。）
十二　社団法人日本鉄源協会（昭和五十年六月二十五日に社団法人日本鉄屑備蓄協会という名称で設立された法人をいう。）
十三　社団法人プラスチック処理推進協会（昭和四十六年に社団法人プラスチック処理研究会という名称で設立された法人をいう。）
十四　社団法人全国石油協会（昭和二十八年六月二十五日に社団法人全国石油協会という名称で設立された法人をいう。）
十五　財団法人建設業振興基金（昭和五十年七月十六日に財団法人建設業振興基金という名称で設立された法人をいう。）
十六　財団法人不動産流通近代化センター（昭和五十五年十一月一日に財団法人不動産流通近代化センターという名称で設立された法人をいう。）
十七　財団法人民間都市開発推進機構（昭和六十二年十月一日に財団法人民間都市開発推進機構という名称で設立された法人をいう。）
十八　社団法人全国市街地再開発協会（昭和四十四年十一月十一日に社団法人全国市街地再開発協会という名称で設立された法人をいう。）
十九　財団法人建築防災協会（昭和四十八年一月五日に財団法人日本特殊建築安全センターという名称で設立された法人をいう。）
二十　財団法人産業廃棄物処理事業振興財団（平成四年十二月三日に財団法人産業廃棄物処理事業振興財団という名称で設立された法人をいう。）

附　則

（施行期日）
1　この命令は、法の施行の日（平成二十一年九月二十八日）から施行する。
（経過措置）
2　特定商取引に関する法律及び割賦販売法の一部を改正する法律（平成二十年法律第七十四号）の施行の日前においては、第三条第六号中「、同法第三十条第一項に規定する包括信用購入あつせん業者及び同法第五十三条の三の二第一項に規定する個別信用購入あつせん業者」とあるのは、「及び同法第三十条第一項に規定する割賦購入あつせん業者」とする。

○内閣府令・厚生労働省令第六号

消費者庁及び消費者委員会設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律（平成二十一年法律第四十九号）の施行に伴い、並びに独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号）第三十条第一項及び第三十一条第一項の規定に基づき、独立行政法人国立健康・栄養研究所の業務運営並びに財務及び会計に関する省令の一部を改正する命令を次のように定める。

平成二十一年八月二十八日

内閣総理大臣　麻生　太郎
厚生労働大臣　舛添　要一

独立行政法人国立健康・栄養研究所の業務運営並びに財務及び会計に関する省令の一部を改正する命令

独立行政法人国立健康・栄養研究所の業務運営並びに財務及び会計に関する省令（平成十三年厚生労働省令第二十五号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

独立行政法人国立健康・栄養研究所の業務運営並びに財務及び会計に関する命令

第二条第一項中「厚生労働大臣」の下に「及び内閣総理大臣」を加え、同条第二項中「厚生労働大臣」の下に「（当該変更が研究所法第十一条第二項第二号及び第三号に規定する業務に係るものである場合には、厚生労働大臣及び内閣総理大臣）」を加える。

第四条第二項中「厚生労働大臣」の下に「（当該変更が研究所法第十一条第二項第二号及び第三号に規定する業務に係るものである場合には、厚生労働大臣及び内閣総理大臣）」を加える。

附　則

この命令は、消費者庁及び消費者委員会設置法（平成二十一年法律第四十八号）の施行の日（平成二十一年九月一日）から施行する。